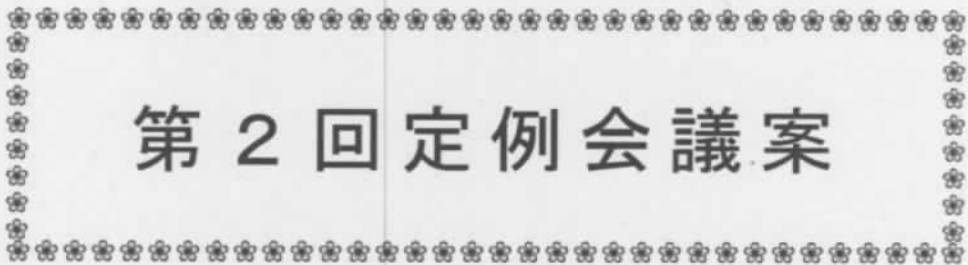


平成 2 8 年



第 2 回 定 例 会 議 案

北 海 道 恵 庭 市

報告第1号

平成27年度恵庭市一般会計予算の繰越明許費について

平成27年度恵庭市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成28年6月6日提出

恵庭市長 原 田 裕

平成27年度恵庭市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業	名金額	翌年度繰越額	の			内		訳
					収入	支出	繰越額	特定	一般	
					国	道	支	市	財	源
					国	道	支	市	財	源
2 総務費	1 総務管理費	O A 広報セキユリティ推進の強化対策費 (情報セキュリティ推進の強化対策)	74,304,000	74,304,000	10,450,000		63,800,000			54,000
		若者学生を中心とした起業・創業支援事業費 (地方創生加速化交付金事業) (「さっぽろ圏」若者定着促進広域連携事業費)	3,500,000	3,500,000						
		起業家支援事業費 (地方創生加速化交付金事業) (「さっぽろ圏」若者定着促進広域連携事業費)	6,000,000	6,000,000						
		就職促進事業費 (地方創生加速化交付金事業) (「さっぽろ圏」若者定着促進広域連携事業費)	5,575,000	5,575,000						
		産業PRイベント開催事業費 (地方創生加速化交付金事業) (「さっぽろ圏」若者定着促進広域連携事業費)	7,000,000	7,000,000						
		直接投資に関する事業費 (地方創生加速化交付金事業) (台湾投資家のニーズを踏まえた対恵庭投資拡大事業費)	29,200,000	29,200,000						291,000
		新たな観光プログラムの提供に関する事業費 (地方創生加速化交付金事業) (台湾投資家のニーズを踏まえた対恵庭投資拡大事業費)	16,000,000	16,000,000						
		知ってもらい住んでもらうための取り組み事業費 (地方創生加速化交付金事業) (東京圏まで約100分！生まれた恵の「アサヒライフ」事業費)	5,464,000	5,464,000						
		地域コミュニティに届けたい暮らしのための取り組み事業費(企画・広報) (地方創生加速化交付金事業) (東京圏まで約100分！生まれた恵の「アサヒライフ」事業費)	2,900,000	2,900,000						
		地域コミュニティに届けたい暮らしのための取り組み事業費(まちづくり推進) (地方創生加速化交付金事業) (東京圏まで約100分！生まれた恵の「アサヒライフ」事業費)	1,221,000	1,221,000						
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者等支援臨時福祉給付金事業費 (低所得高齢者への臨時福祉給付金)	205,513,000	205,513,000	205,513,000					
		結核予防事業費 (地域少子化対策重点推進交付金事業)	4,860,000	4,860,000						

款	項	事業	名	額	翌年	左	の			内	
							既	収入	財	財	財
			金	額	超	既	収入	財	財	財	財
					額	額	額	額	額	額	額
3 民	2 児童福祉費	子ども・子育て支援事業費 (幼児教育の無償化に伴うシステム改修費)	2,700,000	2,700,000	2,700,000		1,000,000 (国)				1,700,000
8 土	5 住宅費	市営住宅建設事業費 (国庫支出金の事業調整による平成27年度予算への移行) (平成28年度事業の前倒し)	82,460,000	82,460,000	82,460,000		34,008,000 (国)		48,400,000		52,000
10 教	2 小学校費	小学校非構造部材耐震化事業費 (学校施設環境改善交付金)	36,646,000	36,646,000	36,646,000		11,882,000 (国)		23,700,000		64,000
10 教	3 中学校費	中学校非構造部材耐震化事業費 (学校施設環境改善交付金)	107,735,000	107,735,000	107,735,000		35,911,000 (国)		71,800,000		34,000
	合	計	593,509,000	593,509,000	593,509,000		383,624,000 (国) (383,624,000)		207,700,000		2,185,000 (繰越金) (2,185,000)

報告第2号

平成27年度恵庭市下水道事業会計予算の繰越について

平成27年度恵庭市下水道事業会計予算の繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成28年6月6日提出

恵庭市長 原 田 裕

平成27年度恵庭市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要する 購入限度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円		
		北柏木地区 管渠整備事業	27,000,000	0	27,000,000	10,000,000	15,600,000	1,400,000	0		平成27年度国の 補正予算第1号対 象事業となったた め。
1	資本的支出	1									
		下 水 終 理 場 業 務 備 用 費	273,000,000	0	273,000,000	148,000,000	111,300,000	13,700,000	0		発注方法が直営 から日本下水道事 業団との協定によ るものとなり、設計 内容の見直しが必要 なため年度内の 実施が不可能と なったため。

議案第1号

恵庭市監査委員の選任同意について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定により、恵庭市監査委員を次のとおり選任したいので同意を求める。

平成28年6月6日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏 名〕 北 林 剛

〔住 所〕

〔生年月日〕



議案第2号

人権擁護委員候補者推薦の同意について

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので同意を求める。

平成28年6月6日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏 名〕 野 原 聡

〔住 所〕

〔生年月日〕





議案第3号

恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例の制定について

恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例を次のとおり制定することについて議決を求める。

平成28年6月6日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例

(設置)

第1条 次世代を担う子どもたちを地域が育む「地育」を基本理念とし、生涯学習の拠点として地域活動及び交流の活性化を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、恵庭市生涯学習施設かしわのもり（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
恵庭市生涯学習施設 かしわのもり	恵庭市大町1丁目156番2号、161番5号

(開館時間及び休館日)

第3条 施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用等の許可)

第4条 市民は、この条例及びこれに基づく規則の規定により、施設を使用することができる。ただし、施設を使用する者（以下「使用者」という。）のうち、施設を別表に規定する使用区分に基づき占有する者（以下「占有者」という。）は、あらかじめ教育委

員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、施設の入場を拒否し、使用の停止若しくは制限をし、又は退去を命ずることができるとともに、使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある場合

(2) 建物、附属施設又は備付物品その他これらに類するものを毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合

(4) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があると認められる場合

（使用料）

第6条 占有者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 第1項の使用料は、規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（目的外使用等の禁止）

第7条 占有者は、第4条による許可を受けた目的以外に施設を使用し、又はその許可に係る権利の全部若しくは一部を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、使用許可を取り消し、

又は使用を停止し、若しくは使用許可の内容を変更することができる。

- (1) 占有者が第5条各号の規定に該当することとなった場合
- (2) 占有者が使用許可に付した条件に違反した場合
- (3) 占有者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反した場合
- (4) 占有者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けた場合
- (5) 災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合
- (6) 公益上やむを得ない特別な事由が生じた場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理運営上特に必要があると認められる場合

2 委員会は、前項による取消し等が行われた場合において、取消し等がなされた者に生じた損害については、その責を負わない。ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（特別な設備の設置等）

第9条 使用者は、施設に特別な設備の設置又は既存の設備の変更その他これらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の承認をするにあたっては、施設の管理運営上必要な条件を付することができる。

（販売行為等の禁止）

第10条 委員会の承認を受けた者以外の者は、施設又はその敷地内において、物品の販売、寄付の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

（原状回復）

第11条 使用者は、当該使用許可等に係る使用が終了し、又は当該使用許可等が取り消されたときは、直ちに使用した場所を原状に回復し、委員会に返還しなければならない。ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定により原状に回復する義務を負う者が当該義務を履行しないときは、委員会はこれを代行し、その費用を当該義務を負う者から徴収することができる。

（損害賠償）

第12条 施設の建物、附属設備又は備付物品その他これらに類するものを毀損し、汚損し、又は滅失その他これらに類する行為をした者は、委員会が指示するところにより、当該行為により生じた損害を賠償しなければならない。

2 委員会は、やむを得ない特別な事情があると認めるときは、前項の規定による損害賠償の額を減額し、又は免除することができる。

(運営に関する協議)

第13条 委員会は、施設の運営上必要な事項については、関係団体と協議するものとする。

(指定管理者による管理)

第14条 委員会は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設及びその設備その他これらに類するものの維持管理に関する業務
- (2) 施設の利用許可等に関する業務
- (3) 施設の主催事業等の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務のほか、施設の管理運営上必要があると認められる業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句に読み替えるものとする。

第4条第1項	教育委員会 (以下「委員会」という。)	指定管理者（第14条第1項に規定する指定管理者をいう。以下第4条第2項、第5条、第8条第1項、第10条、第11条及び第12条第1項において
--------	------------------------	-----------------------------------------------------------------------

		同じ。)
第4条第2項、第5条、第8条第1項、 第10条、第11条及び第12条第1 項	委員会	指定管理者
第8条第2項及び第9条	委員会	委員会及び指定管理者
第6条の見出し、第6条第2項から第 4項まで	使用料	利用料金
第6条第1項	別表に定める 使用料	利用料金(第15条第1項に規 定する利用料金をいう。)
第8条(見出しを含む。 )及び第11 条	使用許可	利用許可
第4条(見出しを含む。 )、第5条(見 出しを含む。 )、第7条、第8条及び 第11条	使用	利用
第4条、第9条及び第11条	使用者	利用者

(利用料金)

第15条 前条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合においては、施設の  
利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させるこ  
とができる。

2 利用料金の額は、指定管理者が委員会の承認を得て定めるものとする。この場合にお  
いて、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

(補則)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行す  
る。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用許可等に係る手続その他施設の供用を行うにあたり必要な準備行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

別表（第4条・第6条関係）

使用区分		使用料（1時間につき）
スポーツ練習場	全面	500 円
	半面	250 円
クラークルーム		200 円
プレイスペース1・2		100 円
プレイスペースエントランス		100 円
緑のカフェ		200 円
会議室・談話室		300 円
会議室（ミニキッチン使用）・談話室		400 円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなす。
- 2 施設の附属設備及び備付物品の使用料は、規則で定める。
- 3 使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、基本使用料にそれぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
  - (1) 営利を目的として使用する場合 10割
  - (2) 入場料その他これに類する料金の額（その料金に段階がある場合にあつては、その最高額）が1,000円を超えるものを徴収する場合 10割
- 4 入場料の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として使用料を算定する。
- 5 11月1日から翌年の4月30日までの間に使用する場合は、当該使用料の5割に相当する額を加算する。

議案第4号

柏地区生涯学習施設新築工事の内建築工事の請負契約の変更について

平成27年12月11日に議決された柏地区生涯学習施設新築工事の内建築工事の請負契約を次のとおり変更することについて議決を求める。

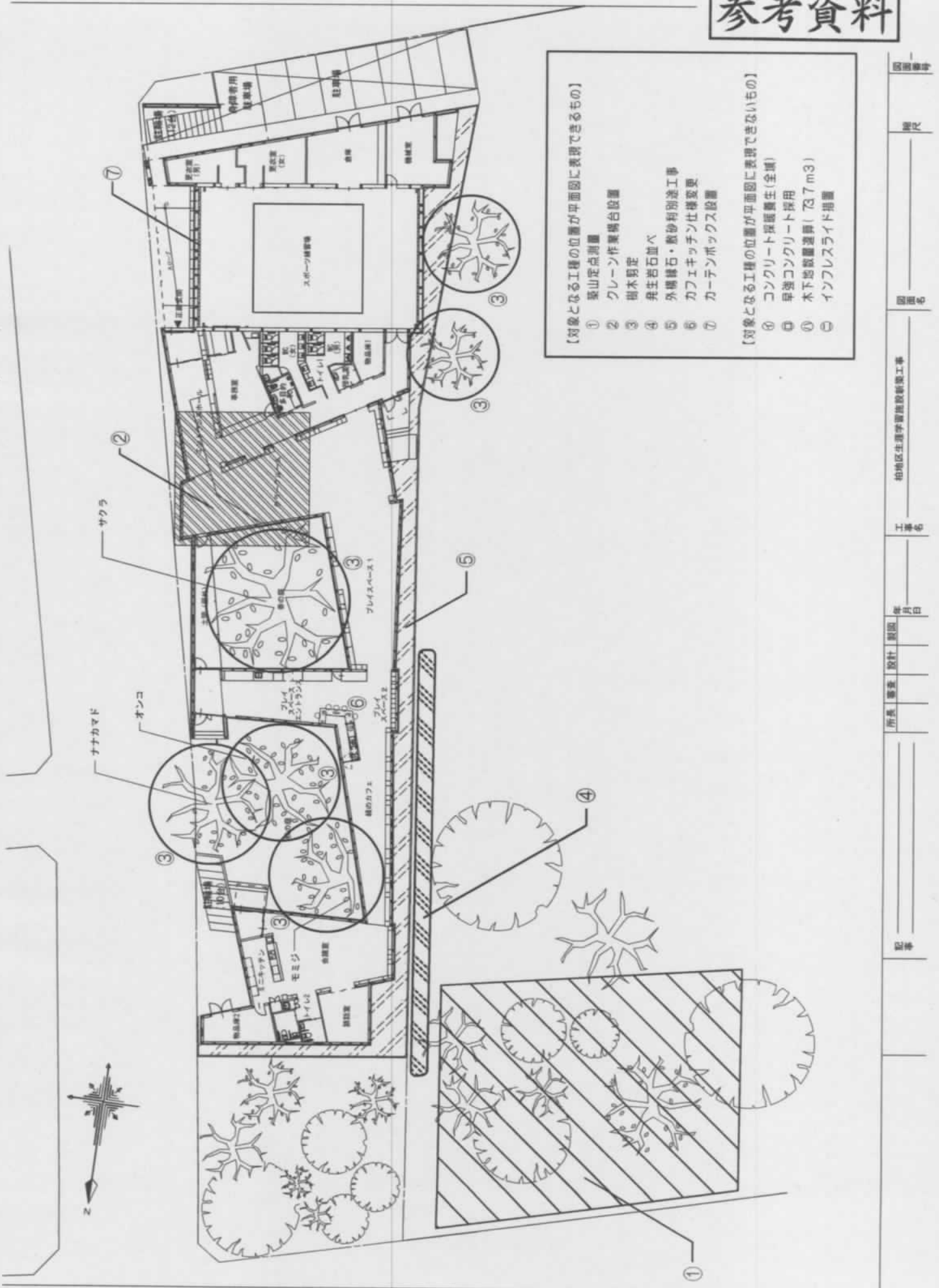
平成28年6月6日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

変更前の契約金額	変更後の契約金額
225,352,800円	239,943,600円

# 参考資料



【対象となる工種の位置が平面図に表記できるもの】

- ① 築山定点測量
- ② クレーン作業場台設置
- ③ 樹木剪定
- ④ 丹生岩石並べ
- ⑤ 外構緑石・敷砂利別途工事
- ⑥ カフェキッチン仕様変更
- ⑦ カーテンボックス設置

【対象となる工種の位置が平面図に表記できないもの】

- ⑧ コンクリート採取養生(全域)
- ⑨ 早速コンクリート採用
- ⑩ 木下地数量速算(73.7 m<sup>3</sup>)
- ⑪ インフラスライト措置

配番	所長	専任	設計	副設	年月日	工事名	図名	図尺	図番
						柏地区生涯学習センター新築工事			



議案第5号		
北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について		
地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。		
平成28年6月6日提出		
恵庭市長 原 田 裕		
記		
北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約		
北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。		
第1条中「健全化を」を「健全化に」に改める。		
第3条中「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に改める。		
第5条の表中「市にあつては、通じて1人町村にあつては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内」を「市にあつては通じて1人、町村にあつては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第1の所管区域に定める地域」に改める。		
別表を次のように改める。		
別表		
組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合		
(1) 市町村		

区 分	市 町 村
市	根室市、滝川市、江別市、深川市、砂川市、富良野市、恵庭市、伊達市、芦別市、歌志内市、赤平市、美唄市、北広島市、石狩市、三笠市、士別市、北斗市、名寄市
石狩管内	当別町、新篠津村
渡島管内	松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、長万部町、森町、八雲町
檜山管内	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
後志管内	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
空知管内	南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、栗山町
上川管内	鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、幌加内町
留萌管内	増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗谷管内	猿払村、浜頓別町、中頓別町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、枝幸町、幌延町
オホーツク管内	美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、遠軽町、大空町、湧別町
胆振管内	厚真町、豊浦町、壮瞥町、白老町、安平町、むかわ町、洞爺湖町
日高管内	平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、日高町、新ひだか町
十勝管内	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、豊頃町、

	浦幌町、足寄町、陸別町
釧路管内	釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根室管内	別海町、標津町、中標津町、羅臼町

(2) 一部事務組合及び広域連合

区分	一部事務組合及び広域連合
石狩管内	石狩北部地区消防事務組合、石狩東部広域水道企業団、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、石狩西部広域水道企業団、石狩教育研修センター組合
渡島管内	山越郡衛生処理組合、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合
檜山管内	北部檜山衛生センター組合、南部檜山衛生処理組合、江差町ほか2町学校給食組合、檜山広域行政組合
後志管内	北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合
空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、北空知葬斎組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合
上川管内	名寄地区衛生施設事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合

留萌管内	羽幌町外2町村衛生施設組合、北留萌消防組合
宗谷管内	南宗谷衛生施設組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、利尻郡学校給食組合、利尻島国民健康保険病院組合、西天北五町衛生施設組合
オホーツク管内	斜里郡3町終末処理事業組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、遠軽地区広域組合、西紋別地区環境衛生施設組合
胆振管内	西胆振消防組合、胆振東部消防組合、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合
日高管内	日高東部衛生組合、日高地区交通災害共済組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高中部衛生施設組合、日高西部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高中部広域連合
十勝管内	南十勝複合事務組合、池北三町行政事務組合、北十勝2町環境衛生処理組合、とちち広域消防事務組合
釧路管内	川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団
根室管内	根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合

#### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

北海道市町村職員退職手当組合格約新旧対照表 (抄)

現行		改正案	
(目的)		(目的)	
第1条 この組合は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の精神にのっとり、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理し、もって市町村職員の福祉の増進を図るとともに市町村財政の安定とその健全化を寄与することを目的とする。	第1条 この組合は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の精神にのっとり、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理し、もって市町村職員の福祉の増進を図るとともに市町村財政の安定とその健全化を寄与することを目的とする。	第1条 この組合は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の精神にのっとり、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理し、もって市町村職員の福祉の増進を図るとともに市町村財政の安定とその健全化を寄与することを目的とする。	第1条 この組合は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の精神にのっとり、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理し、もって市町村職員の福祉の増進を図るとともに市町村財政の安定とその健全化を寄与することを目的とする。
第2条 (略)	第2条 (略)	第2条 (略)	第2条 (略)
(組合を組織する地方公共団体)		(組合を組織する地方公共団体)	
第3条 組合は、別表に掲げる地方公共団体(以下「組合市町村」という。)をもって組織する。	第3条 組合は、別表に掲げる地方公共団体(以下「組合市町村」という。)をもって組織する。	第3条 組合は、別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合(以下「組合市町村」という。)をもって組織する。	第3条 組合は、別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合(以下「組合市町村」という。)をもって組織する。
第3条の2~第4条 (略)	第3条の2~第4条 (略)	第3条の2~第4条 (略)	第3条の2~第4条 (略)
(組合の議会の議員の定数及び選挙の方法)		(組合の議会の議員の定数及び選挙の方法)	
第5条 組合の議会の議員(以下「議員」という。)の定数は、30人とし、組合市町村の長及び議会の議長のある者のうちから、次の区分に従いそれぞれ互選する。	第5条 組合の議会の議員(以下「議員」という。)の定数は、30人とし、組合市町村の長及び議会の議長のある者のうちから、次の区分に従いそれぞれ互選する。	第5条 組合の議会の議員(以下「議員」という。)の定数は、30人とし、組合市町村の長及び議会の議長のある者のうちから、次の区分に従いそれぞれ互選する。	第5条 組合の議会の議員(以下「議員」という。)の定数は、30人とし、組合市町村の長及び議会の議長のある者のうちから、次の区分に従いそれぞれ互選する。
区分	同左のうち	区分	同左のうち
市町村	市 1人 町村 14人	市町村	市 1人 町村 14人
市長	市にあっては、通じて1人 町村にあっては、北海道総合振興局及び北海道振	市長	市にあっては通じて1人、町村にあっては北海道総合振興局及び振興局の

現行		改正案	
<p>奥島の管内 に1人を互選する。 (略)</p>		<p>設置に関する条例(平成20年 北海道条例第78号)別表第1 の所管区域に定める地域ごと に1人を互選する。 (略)</p>	
<p>第6条~第15条 (略)</p>		<p>第6条~第15条 (略)</p>	
<p>別表 組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名</p>		<p>別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合</p>	
<p>(1) 市町村</p>		<p>(1) 市町村</p>	
区分	市町村及び市町村の一部事務組合	区分	市町村
市	根室市 滝川市 江別市 深川市 砂川市 富良野市 恵庭市 伊達市 芦別市 歌志内市 赤平市 美幌市 北広島市 石狩市 三笠市 士別市 北斗市 名寄市	市	根室市 滝川市 江別市 深川市 砂川市 富良野市 恵庭市 伊達市 芦別市 歌志内市 赤平市 美幌市 北広島市 石狩市 三笠市 士別市 北斗市 名寄市
石狩管内	当別町 新藤津村	石狩管内	当別町 新藤津村
渡島管内	松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 長万部町 森町 八雲町	渡島管内	松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 長万部町 森町 八雲町
檜山管内	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町	檜山管内	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町
後志管内	島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村	後志管内	島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
空知管内	南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 栗山町	空知管内	南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 栗山町
上川管内	鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村		

改正案

現行

上川管内	鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、幌加内町	中川町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 幌加内町
留萌管内	増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
宗谷管内	猿払村、浜頓別町、中頓別町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、枝幸町、幌延町	猿払村 浜頓別町 中頓別町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 枝幸町 幌延町
オホーツク管内	美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、遠軽町、大空町、湧別町	美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 遠軽町 大空町 湧別町
胆振管内	厚真町、豊浦町、壮瞥町、白老町、安平町、むかわ町、洞爺湖町	厚真町 豊浦町 壮瞥町 白老町 安平町 むかわ町 洞爺湖町
日高管内	平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、日高町、新ひだか町	平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 日高町 新ひだか町
十勝管内	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、豊頃町、浦幌町、足寄町、陸別町	音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 本別町 豊頃町 浦幌町 足寄町 陸別町
釧路管内	釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町
根室管内	別海町、標津町、中標津町、羅臼町	別海町 標津町 中標津町 羅臼町
一部事務組合(石狩)	石狩北部地区消防事務組合 石狩東部広域水道企業団 石狩教育研修センター組合	石狩北部地区消防事務組合 石狩東部広域水道企業団 石狩教育研修センター組合
(渡島)	山越郡衛生処理組合 南渡島衛生施設組合 渡島西部広域事務組合 南渡島消防事務組合 渡島廃棄物処理広域連合	山越郡衛生処理組合 南渡島衛生施設組合 渡島西部広域事務組合 南渡島消防事務組合 渡島廃棄物処理広域連合
(檜山)	北部桧山衛生センター組合 南部桧山衛生処理組合 江差町ほか2町学校給食組合 檜山広域行政組合	北部桧山衛生センター組合 南部桧山衛生処理組合 江差町ほか2町学校給食組合 檜山広域行政組合
(後志)	北後志衛生施設組合 羊蹄山麓環境衛生組合 南部後志環境衛生組合 岩内地方衛生組合 羊蹄山ろく消防組合 岩内・寿都地方消防組合 北後志消防組合 南部後志衛生施設組合	北後志衛生施設組合 羊蹄山麓環境衛生組合 南部後志環境衛生組合 岩内地方衛生組合 羊蹄山ろく消防組合 岩内・寿都地方消防組合 北後志消防組合 南部後志衛生施設組合
(2) 一部事務組合及び広域連合	一部事務組合及び広域連合	
区分	一部事務組合及び広域連合	
石狩管内	石狩北部地区消防事務組合、石狩東部広域水道企業団、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、石狩西部広域水道企業団、石狩教育研修センター組合	石狩北部地区消防事務組合、石狩東部広域水道企業団、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、石狩西部広域水道企業団、石狩教育研修センター組合
渡島管内	山越郡衛生処理組合、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合	山越郡衛生処理組合、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合

現行		改正案	
(空知)	長幌上水道企業団 北空知衛生センター組合 北空知学校給食組合 奈井江、浦臼町学校給食組合 南空知公衆衛生組合 滝川地区広域消防事務組合 深川地区消防組合 砂川地区保健衛生組合 北空知葬斎組合 月新水道企業団 桂沢水道企業団 北空知広域水道企業団 南空知葬斎組合 空知中部広域連合	務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合 北部松山衛生センター組合、南部松山衛生処理組合、江差町ほか2町学校給食組合、檜山広域行政組合	樽山管内
(上川)	名寄地区衛生施設事務組合 土別地方消防事務組合 大雪消防組合 愛別町外3町塵芥処理組合 大雪清掃組合 大雪葬斎組合 大雪浄化組合 大雪地区広域連合 富良野広域連合	北後志衛生施設組合、幸蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、幸蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合	後志管内
(留萌)	羽幌町外2町村衛生施設組合 北留萌消防組合	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知城市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、北空知葬斎組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、右狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合	空知管内
(宗谷)	南宗谷衛生施設組合 利尻郡清掃施設組合 南宗谷消防組合 利尻礼文消防事務組合 利尻郡学校給食組合 利尻島国民健康保険病院組合 西天北五町衛生施設組合	名寄地区衛生施設事務組合、土別地方消防事務組合、大雪消防組合、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合	上川管内
(オホーツク)	斜里郡3町終末処理事業組合 美幌・津別広域事務組合 斜里地区消防組合 遠軽地区広域組合 西紋別地区環境衛生施設組合	知広域水道企業団、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合	留萌管内
(胆振)	西胆振消防組合 胆振東部消防組合 安平・厚真行政事務組合 胆振東部日高西部衛生組合	羽幌町外2町村衛生施設組合、北留萌消防組合	宗谷管内
(日高)	日高東部衛生組合 日高地区交通災害共済組合 日高東部消防組合 日高中部消防組合 日高西部消防組合 日高西部消防組合 平取町外2町衛生施設組合 日高中部広域連合	南宗谷衛生施設組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、利尻郡学校給食組合、利尻島国民健康保険病院組合、西天北五町衛生施設組合	オホーツク管内
(十勝)	南十勝複合事務組合 池北三町行政事務組合 北十勝2町環境衛生処理組合 とからち広域消防事務組合	斜里郡3町終末処理事業組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、遠軽地区広域組合、西紋別地区環境衛生施設組合	才ホーツク管内
(釧路)	川上郡衛生処理組合 釧路北部消防事務組合 釧路東部消防組合 釧路白糠工業用水道企業団	西胆振消防組合、胆振東部消防組合、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合	胆振管内
(根室)	根室北部衛生組合 根室北部消防事務組合 中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合	日高東部衛生組合、日高地区交通災害共済組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部衛生施設組合、日高西部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高中部広域連合	日高管内
		南十勝複合事務組合、池北三町行政事務組合、北十勝2町環境衛生施設組合	十勝管内



現行		改正案	
(札幌)	北海道市町村総合事務組合 北海道市町村備荒資金組合 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合 石狩西部広域水道企業団	釧路管内	境衛生処理組合、とちがひ広域消防事務組合 川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団
		根室管内	根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合

議案第6号

北海道市町村総合事務組合同約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により北海道市町村総合事務組合同約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成28年6月6日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

北海道市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1空知総合振興局（34）の項中「（34）」を「（33）」に改め、「、北空知学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、北空知学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表 (抄)

現行	改正案																
<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係) 組合を組織する地方公共団体</p>	<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係) 組合を組織する地方公共団体</p>																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 1724 566 2007">支庁名</td> <td data-bbox="454 1153 566 1724">市町村・一部事務組合及び広域連合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="566 1153 1045 1724">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1724 1045 2007">空知総合振興局 (34)</td> <td data-bbox="566 1153 1045 1724">歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1045 1153 1093 1724">(略)</td> </tr> </table>	支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合	(略)		空知総合振興局 (34)	歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合	(略)		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 862 566 1153">支庁名</td> <td data-bbox="454 277 566 862">市町村・一部事務組合及び広域連合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="566 277 1045 862">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 862 1045 1153">空知総合振興局 (33)</td> <td data-bbox="566 277 1045 862">歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1045 277 1093 862">(略)</td> </tr> </table>	支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合	(略)		空知総合振興局 (33)	歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合	(略)	
支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合																
(略)																	
空知総合振興局 (34)	歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合																
(略)																	
支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合																
(略)																	
空知総合振興局 (33)	歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合																
(略)																	
<p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1173 1724 1329 2007">共同処理する事務</td> <td data-bbox="1173 1153 1329 1724">共同処理する団体</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1329 1153 1380 1724">(略)</td> </tr> </table>	共同処理する事務	共同処理する団体	(略)		<p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1173 862 1329 1153">共同処理する事務</td> <td data-bbox="1173 277 1329 862">共同処理する団体</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1329 277 1380 862">(略)</td> </tr> </table>	共同処理する事務	共同処理する団体	(略)									
共同処理する事務	共同処理する団体																
(略)																	
共同処理する事務	共同処理する団体																
(略)																	

改正案		現行
<p>当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、</p>	<p>9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の上の災害又は通勤による災害に対する事務</p>	<p>当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、</p>

改正案	現行
<p>広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町</p> <p>石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構、南部檜山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町ほか2町学校給食組合、北部檜山衛生センター組合、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団</p> <p>、<u>奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空</u></p>	<p>広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町</p> <p>石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構、南部檜山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町ほか2町学校給食組合、北部檜山衛生センター組合、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、北空知学校給食組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空</p>

現行	改正案
<p>知衛生センター一組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外3町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構、留萌消防組合、北留萌消防組合、西天北五町衛生施設組合、羽幌町外2町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合</p> <p>稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡3町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、広域紋別病院企業団、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振消防組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構、北十勝2町環境衛生処理組合、池北三町行政</p>	<p>知衛生センター一組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外3町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構、留萌消防組合、北留萌消防組合、西天北五町衛生施設組合、羽幌町外2町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合</p> <p>稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡3町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、広域紋別病院企業団、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振消防組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構、北十勝2町環境衛生処理組合、池北三町行政</p>

現行	改正案
<p>事務組合、南十勝複合事務組合、十勝環境複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とかち広域消防事務組合、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合</p>	<p>事務組合、南十勝複合事務組合、十勝環境複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とかち広域消防事務組合、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合</p>
(略)	(略)

議案第7号

平成28年度恵庭市一般会計補正予算（第2号）

平成28年度恵庭市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ383,045千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,495,159千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

平成28年6月6日提出

恵庭市長 原 田 裕



第一表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		4,680,771	95,359	4,776,130
16. 道支支出金		1,376,130	95,359	1,471,489
18. 寄附金	2. 道補助金	1,837,416	214,500	2,051,916
		513,443	214,500	727,943
		507	9,065	9,572
19. 繰入金	1. 寄附金	507	9,065	9,572
		459,892	26,181	486,073
20. 繰越金	1. 繰入金	459,892	26,181	486,073
		101,978	26,240	128,218
21. 諸収入	1. 繰越金	101,978	26,240	128,218
		605,590	2,000	607,590
22. 市債	5. 雑入	461,333	2,000	463,333
		2,320,000	9,700	2,329,700
	1. 市債	2,320,000	9,700	2,329,700
	合 計	26,112,114	383,045	26,495,159

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,469,632	37,015	1,506,647
3. 民生費		1,195,957	37,015	1,232,972
	1. 社会福祉	9,234,906	101,024	9,335,930
	2. 児童福祉	4,224,088	88,184	4,312,272
4. 衛生費		3,103,097	12,840	3,115,937
		2,530,495	7,160	2,537,645
6. 農林水産業費		494,060	6,960	501,020
	2. 保健体育	194,099	190	194,289
		392,644	215,185	607,829
7. 商工費		392,644	215,185	607,829
	1. 農林	271,135	1,800	272,935
9. 消費費		271,135	1,800	272,935
	1. 商工	134,811	2,000	136,811
10. 教育費		134,811	2,000	136,811
	1. 消費	2,001,633	18,871	2,020,504

出	1. 教 育 学 校		2. 小 学 校		3. 中 学 校		4. 社 会 教 育 会 校		合 計	
	歳 出	費	歳 出	費	歳 出	費	歳 出	費	歳 出	費
	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

出	1. 教 育 学 校		2. 小 学 校		3. 中 学 校		4. 社 会 教 育 会 校		合 計	
	歳 出	費	歳 出	費	歳 出	費	歳 出	費	歳 出	費
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

第 二 表 地 方 債 補 正

(変 更) (単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前 の 限 度 額	補 正 後 の 限 度 額
柏地区生涯学習施設整備事業債	101,200	110,900
計	101,200	110,900

出	歳 出	費	歳 出	費
1. 教 育 学 校	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
2. 小 学 校	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
3. 中 学 校	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
4. 社 会 教 育 会 校	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
合 計	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000

柏地区生涯学習施設整備事業債 (単位 千円)

平成28年度恵庭市一般会計補正予算（第2号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計	
			千円	千円
15. 国庫支出金	4,680,771	95,359		4,776,130
16. 道支支出金	1,837,416	214,500		2,051,916
18. 寄附金	507	9,065		9,572
19. 繰入金	459,892	26,181		486,073
20. 繰越金	101,978	26,240		128,218
21. 諸収入	605,590	2,000		607,590
22. 市債	2,320,000	9,700		2,329,700
歳入合計	26,112,114	383,045		26,495,159

46

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源					一 般 財 源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	千円	
2. 総務費	1,469,632	37,015	1,506,647	0	0	0	30,111	6,904	
3. 民生費	9,234,906	101,024	9,335,930	95,359	0	0	3,140	2,525	
4. 衛生費	2,530,495	7,150	2,537,645	0	0	0	190	6,960	
6. 農林水産業費	392,644	215,185	607,829	0	214,500	0	685	0	
7. 商工費	271,135	1,800	272,935	0	0	0	0	1,800	
9. 消防費	134,811	2,000	136,811	0	0	0	2,000	0	
10. 教育費	2,001,633	18,871	2,020,504	0	0	9,700	1,120	8,051	
歳出合計	26,112,114	383,045	26,495,159	95,359	214,500	9,700	37,246	26,240	

2. 歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費	千円 112,198	千円 95,359	千円 207,557	1 民生費補助金	千円 95,359	保育対策総合支援事業費
国庫補助金						臨時福祉給付金事業費
計	1,376,130	95,359	1,471,489			年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費

(款) 16 道支出金

(項) 2 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業補助金	千円 214,718	千円 214,500	千円 429,218	1 農業費補助金	千円 214,500	産地パワーアップ事業費
計	513,443	214,500	727,943			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 寄附金	千円 507	千円 9,065	千円 9,572	1 寄附金	千円 9,065	スポーツ振興基金寄附
						子育て基金寄附
						子どもの読書活動を支える寄附
						社会福祉事業推進基金寄附
						青少年・文化振興基金寄附
						まちづくり推進基金寄附
						高等学校等入学準備金基金寄附
						農業振興基金寄附
計	507	9,065	9,572			

## (款) 19 繰入金

## (項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 基金繰入金	千円 459,892	千円 26,181	千円 486,073	3	まちづくり推進基金繰入金	千円 26,181	千円 26,181
計	459,892	26,181	486,073				

## (款) 20 繰越金

## (項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	千円 101,978	千円 26,240	千円 128,218	1	繰越金	千円 26,240	千円 26,240
計	101,978	26,240	128,218				

## (款) 21 諸収入

## (項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 雑入	千円 461,333	千円 2,000	千円 463,333	13	雑入	千円 2,000	千円 2,000
計	461,333	2,000	463,333				

## (款) 22 市債

## (項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
6 教育債	千円 305,100	千円 9,700	千円 314,800	1	教育債	千円 9,700	千円 9,700
計	2,320,000	9,700	2,329,700				

3. 歳出  
(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節 区分	金額 千円	説明
				補正額の財源						
				特 定 財 源	地方債 その他	一般財源	その他			
1 一般管理費	100,753	1,000	101,753			1,000	26	寄附金	1. 一般事務費 寄附金 千円 (1,000)	
10 企画費	71,152	26,181	97,333				8	報償費	1-2. 一般事務費(総務課) 寄附金 千円 (1,000)	
					26,181			5	ふるさと納税事業費	5. ふるさと納税事業費 千円 (26,181)
					繰入金			12	役員費	報償費 千円 23,660
								14	使用料及び 賃借料	役員費 千円 1,274
								18	備品購入費	通信運搬費 千円 1,274
								25	積立金	広告料 千円 620
16 まちづくり 推進 基金 費	508	9,834	10,342			5,904		18	備品購入費	手数料 千円 108
								25	積立金	使用料及び賃借料 千円 546
計	172,413	37,015	209,428		30,111	6,904		25	積立金	1. まちづくり推進基金積立金 千円 (9,834)

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節 区分	金額 千円	説明
				補正額の財源						
				特 定 財 源	地方債 その他	一般財源	その他			
1 社会福祉 総務 費	148,181	88,184	236,365				3	職員手当等	2. 社会福祉事業推進基金積立金 積立金 千円 (400)	
								9	旅費	1. 臨時福祉給付金事業費 職員手当等 千円 400
								4	旅費	1. 臨時福祉給付金事業費 旅費 千円 (48,732)

									11 需用費	250	一般旅費	2
									需用費		需用費	175
									12 役務費	4,748	消耗品費	175
									13 委託料	21,776	役務費	4,164
									14 使用料及び貸借料	480	通信運搬費	2,000
									19 負担金補助及び交付金	60,000	手数料	2,164
									25 積立金	400	委託料	10,888
											給付金支給業務委託	
											使用料及び貸借料	240
											負担金補助及び交付金	33,000
											臨時福祉給付金	33,000
											1 2. 年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費 (39,052)	
											職員手当等	263
											旅費	2
											一般旅費	2
											需用費	75
											消耗品費	75
											役務費	584
											通信運搬費	245
											手数料	339
											委託料	10,888
											給付金支給業務委託	
											使用料及び貸借料	240
											負担金補助及び交付金	27,000
											年金生活者等支援臨時福祉給付金	27,000
計	148,181	88,184	236,365	87,784	400							

## (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国	道	地方債その他					
4 子育て支援 推進費	千円 1,429,517	千円 12,840	千円 1,442,357	千円 7,575	千円 2,740	千円 2,525	千円 200	千円 9,900	千円 2,740	18 備品購入費	18. 子育て基金積立金 積立金 (2,740)
					千円 寄附金			千円 200		19 負担金補助 及び交付金	20. 保育対策総合支援事業費 備品購入費 200
計	千円 1,429,517	千円 12,840	千円 1,442,357	千円 7,575	千円 2,740	千円 2,525				25 積立金	負担金補助及び交付金 保育所等における業務効率化推進事業補助金 9,900

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国	道	地方債その他					
2 予防費	千円 213,842	千円 6,960	千円 220,802	千円	千円	千円 6,960	千円 60	千円 60	千円 (6,960)	11 需用費	1. 予防接種事業費 需用費 60
							千円 11			12 役員費	印刷製本費 60
								千円 6,889		13 委託料	役務費 11 通信運搬費 11 委託料 6,889
計	千円 213,842	千円 6,960	千円 220,802			千円 6,960					予防接種委託 システム改修委託



(項) 2 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源		区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他	千円			
1 運動スポーツ振興費	40,429	190	40,619			190	25 積立金	190	5. スポーツ振興基金積立金	
計	40,429	190	40,619			190			(190) 190	

(款) 6 農林水産業費  
(項) 1 農林費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源		区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他	千円			
3 農業振興費	91,390	215,185	306,575	214,500		685	19 負担金補助及び交付金	214,500	5. 農業振興対策事業費 負担金補助及び交付金	
計	91,390	215,185	306,575			685	25 積立金	685	産地パワーアップ事業補助金 214,500 9. 農業振興基金積立金 (685) 積立金 685	

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源		区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他	千円			
2 商工業振興費	244,649	1,800	246,449				19 負担金補助及び交付金	1,800	3. 商店街活性化振興事業費 負担金補助及び交付金	
計	244,649	1,800	246,449			1,800			商店街活力再生促進事業補助金 1,800	

## (款) 9 消防費

## (項) 1 消防費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源 千円	区 分	金 額 千円	
				国道支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円				
5 災害対策費	13,931	2,000	15,931			2,000	19 負担金補助 及び交付金	2,000	1. 災害対策費 負担金補助及び交付金 千円 (2,000)	
計	13,931	2,000	15,931			2,000			千円 2,000 2,000 2,000	

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源 千円	区 分	金 額 千円	
				国道支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円				
1 教育 委員会費	131,157	690	131,847			190	25 積立金	690	6. 高等学校等入学準備金基金積立金 千円 (690)	
計	131,157	690	131,847			190		500	690	

## (項) 2 小学校費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源 千円	区 分	金 額 千円	
				国道支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円				
1 学校管理費	199,833	840	200,673			420	11 需用費	840	2. 学校図書館費 千円 (840)	
計	199,833	840	200,673			420		420	需用費 千円 840 840 840	

(項) 3 中学校費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源 千円	区分	金額 千円	
				国道支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円				
1 学校管理費	126,494	560	127,054			280	11 需用費	560	2. 学校図書館費 需用費 消耗品費	
計	126,494	560	127,054			280				

(項) 4 社会教育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源 千円	区分	金額 千円	
				国道支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円				
1 社会教育 総務費	268,185	13,051	281,236		9,700	3,351	15 工事請負費	13,051	7. 柏地区生涯学習施設整備事業費 工事請負費	
2 青少年女性等 教育費	25,095	230	25,325				25 積立金	230	8. 青少年・文化振興基金積立金 積立金	
6 図書館費	111,280	3,500	114,780			3,500	11 需用費	2,700	2. 図書館運営費 需用費	
計	404,560	16,781	421,341		9,700	6,851	18 備品購入費	800	消耗品費 備品購入費	

説明資料  
(一般会計)

款	項	目	経	名	補正額の財源内訳			説	明
					国庫支出金	地方債	その他		
2	総務費	総務管理費	1	一般事務費	1,000		1,000	熊本地震に対する支援金	
2	総務費	総務管理費	10	ふるさと納税事業費	26,181		26,181	ふるさと納税事業費の増額	
2	総務費	総務管理費	16	まちづくり推進基金費	9,834		3,930	えいわ・花子さん愛情寄附積立335件(129)、5件(127)	
3	民生費	社会福祉費	1	社会福祉事業推進基金積立金	400		400	えいわ・花子さん愛情寄附積立36件	
3	民生費	社会福祉費	11	社会福祉臨時福祉給付金事業費	48,732			平成28年度臨時福祉給付金事業	
3	民生費	社会福祉費	12	年金生活者等支度臨時福祉給付金事業費	39,052		39,052	低所得高齢者への臨時福祉給付金	
3	民生費	児童福祉費	4	子育て支援推進費	2,740		2,740	えいわ・花子さん愛情寄附積立236件	
3	民生費	児童福祉費	4	子育て支援推進費	10,100		7,575	2,525 保育所等における業務効率化推進事業	
4	衛生費	保健衛生費	2	予防接種事業費	6,960			6,960 B型肝炎予防接種	
4	衛生費	保健体育費	1	運動スポーツ振興費	190		190	えいわ・花子さん愛情寄附積立18件	
6	農林水産業費	農業費	3	農業振興対策事業費	214,500		214,500	産地パワーアップ事業	
6	農林水産業費	農業費	9	農業振興基金積立金	685		685	えいわ・花子さん愛情寄附積立63件	
7	商工費	商業振興費	3	商店街活性化振興事業費	1,800		1,800	商店街活力再生促進事業	
9	消防費	消防対策費	1	消防対策費	2,000		2,000	コミュニティ助成事業	
10	教育費	教育総務費	1	高等学校等入学準備基金積立金	690		190	500 えいわ・花子さん愛情寄附積立16件(128)、1件(127)	
10	教育費	小学校費	1	学校図書費	840		420	420 子どもの読書活動を支える寄附制度による図書購入2件	
10	教育費	中学校費	1	学校図書費	560		280	280 子どもの読書活動を支える寄附制度による図書購入2件	

(千円)

款	項	目	経	名	補	補正額の財源内訳			説	明
						国庫支出金	道支出名	その他		
10	教育費	社会教育費	7	柏地区生涯学習施設整備事業費	13,051		9,700	3,351		柏地区生涯学習施設整備事業費の増額
10	教育費	青少年女性等教育費	8	青少年・文化振興基金積立金	230			230		えにわ・花子さん愛情書簡積立18件
10	教育費	図書館費	2	図書館運営費	3,500			3,500		図書及び図書館用品の購入
		合 計			383,045	96,359	214,500	37,246	26,240	一般財源の内訳 繰越金 26,240